長野県公安委員会告示第13号

平成20年長野県公安委員会告示第32号(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例による改正後の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例に基づく規制を行う必要性が高いと認められるものとして定める区域)の一部を次のように改正します。

令和4年2月28日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

本則中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(平成20年長野県条例第24号)による改正後の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「長野県迷惑行為等防止条例」に改める。

生活安全企画課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、安曇野都市計画に関する都市計画の変更案を作成する ため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和4年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和4年3月26日(土) 午前10時00分から
 - (2) 開催場所 長野県犀川安曇野流域下水道事務所2階 会議室(安曇野市豊科田沢6709)
- 2 都市計画の変更案の概要
 - (1) 都市計画下水道

犀川安曇野流域下水道

(2) 変更案の閲覧

令和4年3月1日(火)から令和4年3月25日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和4年3月1日(火)から令和4年3月15日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県環境部生活排水課、長野県犀川安曇野流域下水道事務所、安曇野市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

| (別紙様式) | | | | | | | | |
|--------------------|------------------|--------------|----------|------|-----------------|------|--------------------------------------|-------------|
| | | | <u>;</u> | 111 | * | | (整理番号 |) |
| | | 公 | 述 申 | 出 | 書 | | | |
| 安曇野都市 | 計画下水道の変更 | 巨案【長野県決定】に対し | して、次のと | | | | | |
| おり意見を述べ | べたいので申し出 | 出ます。 | | | | | | |
| | | 令和4年 | 月 日 | | | | | |
| 長野県知事 阿 | 「部 守一 殿 | | | | | | | |
| 公述申出人 | | | | | | | | |
| 住 | | | | | | | | |
| | * * * 4 | | | | | | | |
| | | (電話 |) | | | | | |
| 意見の要旨 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | (備考) | | | とし、簡潔にまとめてく <i>†</i> 意見を公述しようとするホ | |
| | | | | | | | できるよう、縮尺 3,000 タ | |
| | | | | | 位置図を添付し | | | : 1 7 1. +- |
| | | | | | 3 日信芸、組合は、その旨を明 | | 組織を代表して公述しよう さい。 | 029023 |
| (注) 用紙はA | 4版構長の構 | 書き左とじとします。 | | | | | | |
| (11) / 11/10/10/11 | 2 1/00/00/20 100 | | | | | | | |
| | | | | | | | 2 | 生活排水課 |
| | | | | | | | _ | |
| | | | | | | | | |
| 公 告 | | | | | | | | |
| | 防法(昭和26 | 年法律第166号)第 | 13条第1項の | 規定に | よる、家畜伝 | 染病発生 | Eの届出が次のとお | :りありました。 |
| 令和4年2 | 月28日 | | | | | | | |
| | | | | | | _ | 長野県知事 阿 | 部 守 一 |
| 発生した家畜 | 家畜の種類 | 発生年月日 | 患畜・疑似 | 発生 | 発生の場所 | | | |
| 伝染病の種類 | 次田*//E/A | 九工「九日 | 患畜の区分 | 頭数 | 又は区域 | | | |
| ヨーネ病 | 牛 | 令和4年2月16日 | 患畜 | 3 | 南佐久郡 南牧村 | | | |
| | | | | | 円 仅们 | | | |
| | | | | | | | 園芸畜産課家畜 | 方疫対策室 |
| | | | | | | | 國玄田庄味亦田 | //汉// 水王 |
| | | | | | | | _ | |
| 公 告 | | | | | | | | |
| 駒ヶ根市にお | ける県営宮の | 前地区北換地区土地 | 他改良事業の類 | 施行に | 半う換地計画 | に基づく | 換地処分を、令和 | 4年2月9日往 |
| いました。 | | | | | | | | |
| 令和4年2 | 月28日 | | | | | | | for the |
| | | | | | | | 長野県知事 阿 | 部守一 |
| | | | | | | | ļ. | 農地整備課 |
| | | | | | | | | |

公告

駒ヶ根市における県営宮の前地区南換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和 4 年 2 月 9 日行いました。

令和4年2月28日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年2月28日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量

県立学校情報通信ネットワーク強靭性向上対策システム一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和4年5月1日から令和9年4月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札 価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。 以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約 (建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事 監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。) に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成 30年長野県告示第588号) の「その他の契約」の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例 (平成23年長野県条例第21号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

電話 026 (235) 7432

- 5 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年4月11日(月) 午前10時

- イ 場所 長野県庁 本館8階 教育委員会室
- (3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 令和4年4月8日(金) 午後5時必着

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2 (郵便番号380-8570) 長野県教育委員会事務局特別支援教育課

(4) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和4年4月7日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に 掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定します。

- 6 その他
 - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、長野県教育委員会教育長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Prefectural school information communication network security improvement measures system

(2) Lease Duration:

From May 1, 2022 until April 30, 2027

(3) Delivery place:

As described in the tender description

(4) Contact place for information about the tender:

Description/conditions/and other inquiries:

Special Needs Education Division, Nagano Prefectural Board of Education

692- 2 Aza Habashita, Oaza Minami-nagano, Nagano City

TEL 026-235-7432

(5) Time and Place for the bid tendering and opening:

Time: 10:00 AM April 11, 2022

Place: Board of Education meeting room (8th floor of Nagano Prefectural Office building)

(6) Time limit for the tender by mail and delivery location:

Time: 5:00 PM April 8, 2022

Place: Special Needs Education Division, Nagano Prefectural Board of Education 380-8570 (Exclusive postal code for Nagano prefectural Government)

特別支援教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。 令和4年2月28日

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受 講 対 象 者 |
|--------|---|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。)又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの |

県

報

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 場 所 | 定員 |
|-----------|--------------------------|------|--|-----|
| 4月5日 (火) | 午後1時 から 午後4時 まで | 須坂会場 | 須坂市大字須坂747番地イ 須坂市生涯学習センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】 | 40名 |
| 4月14日 (木) | 午後1時 から 午後4時 まで | 岡谷会場 | 岡谷市長地権現町4丁目11番50号 おかや総合福祉センター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】 | 30名 |
| 4月20日 (水) | 午後1時 から 午後4時 まで | 松本会場 | 東筑摩郡山形村2040番地1 山形村農業者トレーニングセンター 【新型コロナウイルス感染防止のため中止又は会場や 定員変更となる場合あり】 | 45名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

- 5 その他
 - (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
 - (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
 - (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年2月28日

長野県千曲川流域下水道事務所長 峯 村 和 夫

1 落札に係る役務

令和4年度 千曲川流域下水道維持管理 下流処理区終末処理場他包括運転管理業務

- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 - (1) 名 称 長野県千曲川流域下水道事務所
 - (2) 所在地 長野市真島町川合1060-1

| | | 싂 | 和 | 4年 | (20 | 2 |
|---|-----|-------|-------|-------|-----|---|
| 3 | 落 | \$札書 | 首を決 | 央定し | た | H |
| | 4 | 3和4 | 1年2 | 2月9 | 日 | |
| 4 | 落 | \$札書 | 音の名 | 3.称及 | とびず | 沂 |
| | (1) | 名 | 称 | ティ | くコオ | 朱 |
| | (2) | 所在 | E地 | 東京 | 都 | F |
| 5 | 落 | 体扎金 | 含額 | | | |
| | 1, | , 586 | , 200 | , 000 | 円 | |
| 6 | 孝 | 2約0 |)相号 | 手方を | :決; | Ė |
| | 総 | 信合約 | 平価- | 一般意 | 争 | 人 |
| 7 | フ | 、札ク | 合き | と行っ | た | Ħ |

び所在地

コ株式会社・トーヨークリエイト株式会社共同企業体

都千代田区西神田一丁目4番5号

決定した手続

争入札

た日 令和3年9月30日

生活排水課